

## 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改 定 後	改 定 前
<p data-bbox="322 405 969 437">電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p data-bbox="533 501 759 533"><u>令和5年9月7日</u></p> <p data-bbox="546 596 745 676">公正取引委員会 総務省</p>	<p data-bbox="1229 405 1877 437">電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p data-bbox="1422 501 1677 533"><u>令和4年12月23日</u></p> <p data-bbox="1449 596 1648 676">公正取引委員会 総務省</p>
<p data-bbox="322 697 969 729">電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p data-bbox="604 745 689 777">(目次)</p> <p data-bbox="219 793 387 825">[ I ～ II 略 ]</p> <p data-bbox="203 841 1043 873">III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p data-bbox="219 888 331 920">[ 1 略 ]</p> <p data-bbox="235 936 792 968">2 その他事業者が採ることが望ましい行為</p> <p data-bbox="219 984 454 1016">[(1) ～ (6) 略]</p> <p data-bbox="241 1032 1088 1112">(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</p> <p data-bbox="259 1128 627 1160"><u>ア 端末設備の対応周波数帯</u></p> <p data-bbox="259 1176 656 1208"><u>イ 利用者に対する十分な説明</u></p>	<p data-bbox="1229 697 1877 729">電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p data-bbox="1507 745 1592 777">(目次)</p> <p data-bbox="1126 793 1317 825">[ I ～ II 同左 ]</p> <p data-bbox="1111 841 1951 873">III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p data-bbox="1126 888 1267 920">[ 1 同左 ]</p> <p data-bbox="1142 936 1700 968">2 その他事業者が採ることが望ましい行為</p> <p data-bbox="1126 984 1391 1016">[(1) ～ (6) 同左]</p> <p data-bbox="1149 1032 1995 1112">(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</p> <p data-bbox="1167 1128 1252 1160">[新設]</p> <p data-bbox="1167 1176 1252 1208">[新設]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>[ I 略]</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>[第1～第2 略]</p> <p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p>[1～2 略]</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) セット提供等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>[① 略]</p> <p>② 自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供(注49)を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合等において、提供に要する費用(注50)を著しく下回る料金を設定すること(注51)により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、不当廉売等)。</p> <p>[(注49～50) 略]</p>	<p>[ I 同左]</p> <p>II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>[第1～第2 同左]</p> <p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野</p> <p>[1～2 同左]</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) セット提供等に係る行為</p> <p>ア 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>[① 同左]</p> <p>② 自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供(注49)を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合等において、提供に要する費用(注50)を著しく下回る料金を設定すること(注51)により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、不当廉売等)。</p> <p>[(注49～50) 同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(注5 1) 例えば、電気通信役務と<u>端末設備</u>、電気、ガス等の他の商品・サービスをセット提供する場合には、一般的には、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る料金で提供しているかどうかにより判断することとなる。</p> <p><u>なお、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて判断する場合に、電気通信事業者が、電気通信役務の提供による収入で、端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの供給に要する費用を補填しているときには、当該補填分を除いて当該費用を算定する。</u></p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のF T T Hサービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的にはF T T Hサービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。</p>	<p>(注5 1) 例えば、電気通信役務と電気、ガス等の他の<u>事業分野</u>の商品・サービスをセット<u>で</u>提供する場合には、一般的には、電気通信役務と他の<u>事業分野</u>の商品・サービスそれぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る料金で提供しているかどうかにより判断することとなる。</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>[○ 同左]</p>

改定後	改定前
<p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、固定系電気通信事業者からF T T Hサービスの卸提供を受け、自己の携帯電話サービスとF T T Hサービスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定し、又は当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定したり、携帯電話サービスとF T T Hサービスの提供に要する費用を合算した費用を著しく下回る水準で全体の料金を設定したりすること。</p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的には携帯電話サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。</p>	<p>[○ 同左]</p> <p>[○ 同左]</p>

改定後	改定前
<p><u>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて自己の携帯電話サービスと端末設備をセット提供する場合に、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること、又は当該端末設備の供給（販売）に要する費用を著しく下回る対価で当該端末設備を販売すること。</u></p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて端末設備を提供するに当たり、自己の携帯電話サービスの提供を受けず、端末設備の購入のみで端末設備の割引を受けられるにもかかわらず、自己の携帯電話サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、大半の利用者に、端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させて、自己の携帯電話サービスと端末設備をセット提供している場合に、端末設備の<u>供給（販売）</u>に要する費用を著しく下回る端末設備の大幅な値引きを行うこと。</p>	<p>[新設]</p> <p>○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて端末設備を提供するに当たり、自己の携帯電話サービスの提供を受けず、端末設備の購入のみで端末設備の割引を受けられるにもかかわらず、自己の携帯電話サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、大半の利用者に、端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させて、自己の携帯電話サービスと端末設備をセット<u>で</u>提供している場合に、端末設備の<u>供給</u>に要する費用を著しく下回る端末設備の大幅な値引きを行うこと。</p>

改定後	改定前
<p>[第4 略]</p> <p>第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野</p> <p>[1～2 略]</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為</p> <p>[(ア) 略]</p> <p>(イ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 端末設備の販売業者に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（優越的地位の濫用）。</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>○ 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、契約変更に関し、端末設備の販売業者と十分に協議することなく、一方的に、各種支援金等の支払基準となる契約件数等の販売目標の引上げ、評価ランク・評価方法の不利益変更を行うこと。</p>	<p>[第4 同左]</p> <p>第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野</p> <p>[1～2 同左]</p> <p>3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>(1) 独占禁止法上問題となる行為</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為</p> <p>[(ア) 同左]</p> <p>(イ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>○ 端末設備の販売業者に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（優越的地位の濫用）。</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>[○ 同左]</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>○ 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売により得られる収益が販売に要する費用を下回るようになるにもかかわらず、営業担当者等を通じて端末設備の大幅な値引き販売の実施を指示するなどして、その実施を余儀なくさせること。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(ウ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスの実施に関して、端末設備の販売業者の通常の営業活動では達成できないような目標水準(注8 2)を設定することにより、端末設備の販売業者が、当該目標水準を達成するために「供給に要する費用を著しく下回る対価」で端末設備を販売することとなる場合がある。移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者による独占禁止法上問題となる行為(不当廉売)を惹起することとなる目標水準を設定することは、同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない。</u></p> <p><u>(注8 2) 端末設備の販売業者に対する各種支援金等の支払における評価の基準となる契約件数等の評価項目の数値を指す。</u></p> <p><u>なお、特定の評価項目を重視した評価制度の設定については、それ自体が、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。</u></p>	<p>[新設]</p>

改定後	改定前
<p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる(注8.3)ときには、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される(同条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される(同法第31条第4項)。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る(同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号)。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。(同法第29条第1項第12号)</p>	<p>(2) 電気通信事業法上問題となる行為</p> <p>市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる(注8.2)ときには、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される(同条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される(同法第31条第4項)。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る(同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号)。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。(同法第29条第1項第12号)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(注8 3) ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。</p> <p>[①～② 略]</p> <p>③ <b>端末設備 (注8 4)</b> の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。</p> <p>(注8 4) 端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。</p> <p>[以下略]</p> <p>Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>[1 略]</p> <p>2 その他事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</p>	<p>(注8 2) ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。</p> <p>[①～② 同左]</p> <p>③ <b>端末設備 (注8 3)</b> の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。</p> <p>(注8 3) 端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。</p> <p>[同左]</p> <p>Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 その他事業者が採ることが望ましい行為</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>ア 端末設備の対応周波数帯</u></p> <p>端末設備の製造業者は、利用者が<u>他の</u>移動体電気通信事業者の<u>携帯電話サービス</u>に乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい。</p> <p><u>イ 利用者に対する十分な説明</u></p> <p><u>移動体電気通信事業者は、利用者の携帯電話サービスの適切な選択に資するよう、移動体電気通信事業者から割引適用を受けて割賦払いで端末設備を購入した利用者が、その支払期間中であっても、他の移動体電気通信事業者の携帯電話サービスに乗り換えることが可能であるということを含め、端末設備の購入と携帯電話サービスの利用の継続とは無関係であること等について、端末設備を購入しようとする又は携帯電話サービスの提供を受けようとする利用者に対し、自ら十分に説明する又は端末設備の販売業者を通じて十分に説明が行われるようにすることが望ましい。</u></p> <p>[IV 略]</p>	<p>端末設備の製造業者は、利用者が移動体電気通信事業者<u>を</u>乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい。</p> <p>[新設]</p> <p>[IV 同左]</p>

改定後				改定前			
[表 略] 別表1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口				[表 同左] 別表1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口			
地方事務所等	独占禁止法第45条に基づく違反事実の報告	独占禁止法の一般的な相談	管轄区域	地方事務所等	独占禁止法第45条に基づく違反事実の報告	独占禁止法の一般的な相談	管轄区域
[略]				[同左]			
内閣府沖縄総合事務局 総務部 <u>公正取引課</u> 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	<u>公正取引課</u> TEL :(098)866-0049	同左	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 総務部 <u>公正取引室</u> 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	<u>公正取引室</u> TEL :(098)866-0049	同左	沖縄県
[以下略]				[同左]			
備考 表中の [ ] の記載は注記である。							